

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) (株) I N G ・ ワー ル ド (所 在 地) 福岡市西区大字橋本487番地2 (代 表 者) 代表取締役 石橋 龍二 (本市登録) 登録業種：委託 (建築物清掃) 業者番号：11045
措置内容	令和8年10月7日から7カ月間の競争入札参加停止 (令和9年5月6日まで)
根 拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第1号 (虚偽記載) 別表第1第4号ウ (契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件 名 ①令和8年度 西区姪浜子どもプラザ清掃業務委託 ②令和7年度 西区姪浜子どもプラザ庁舎清掃業務委託 ③令和6年度 西区姪浜子どもプラザ庁舎清掃業務委託 ④令和5年度 西区姪浜子どもプラザ庁舎清掃業務委託 (2) 履行期間 ①令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ②令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ③令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ④令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (3) 契約金額 ①1,980,000円 (税込み) ②1,798,500円 (税込み) ③1,617,000円 (税込み) ④1,883,200円 (税込み) (4) 発 注 課 西区保健福祉センター子育て支援課 2 経緯 上記業者は、当該案件において、一部の定期清掃を実施せず、さらに適正に実施したかのような虚偽の完了報告書を本市に提出したもの。

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 畑中
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準

(虚偽記載)

- 1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。【1ヵ月以上6ヵ月以内】

(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき | } 1ヵ月以上
4ヵ月以内 |
| イ 正当な理由のない履行遅滞 | |
| ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当 | |

(競争入札参加停止の期間の特例)

第4条

- 4 市長等は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1、2各号及び第1項の規定による長期を超える競争入札参加停止の期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、本項の規定により定める長期の期間は、36ヵ月を超えることができない。